

第1回まちづくり町民会議次第

日時：平成20年7月3日（木） 午後6時30分～

場所：高田庁舎 北第3会議室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 参加者自己紹介

4 「まちづくり町民会議」についての説明と意見交換

- ・住民参加推進条例制定の背景と経過等について
- ・「まちづくり町民会議」について
会議運営の手法及びルール、ワークショップのテーマなど
- ・次回以降会議日程の確認

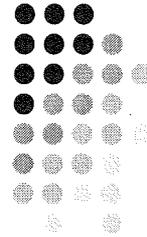
5 その他

6 閉 会

第1回まちづくり町民会議

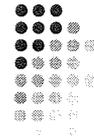
～(仮称)情報共有と住民参加のまちづくり推進条例の制定に向けた取り組み～

総合政策課

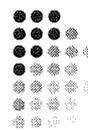


条例制定の背景①

- 日本国憲法第92条
 - 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める
- 「地方自治の本旨」とは？
 - 「住民自治」
 - 「団体自治」

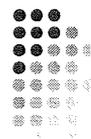


条例制定の背景②



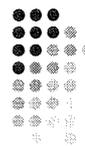
- 「自治」とは？
 - 自分たちの地域のことは、自分たちで決めて、自分たちで行動すること
- 「住民自治」とは？
 - 地方自治体(県や市町村)では、住民が中心の自治を行わなければならない
- 「団体自治」とは？
 - 地方自治体は、地域のことを、国の干渉を受けることなく、自分たちで決めることができる

条例制定の背景③



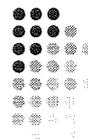
- まちの考え
 - 地方分権の時代になり、今後より一層厳しくなる財政状況を踏まえ、町民のニーズを的確に反映した、質の高い行政サービスの提供を図る必要がある
- ～そのためには～
 - これまでの町民の意志反映を行ってきた方策に加えて
 - 町民一人ひとりが直接的に意見を言える仕組みをつくるなど、より幅広い町民の考えを反映したまちづくりが必要

経過①



- 町第1次振興計画(H18～H22)
 - 住民と行政の協働によるまちづくりを進めるための指針を明確にし、具体的な取組を実施していくための条例の制定を検討する
- 町行政改革大綱(集中改革プラン)
 - 「協働によるまちづくり基本方針」を策定することとしていたが、より実効性のある条例化に向けた検討を行うほうが有効であると判断

経過②



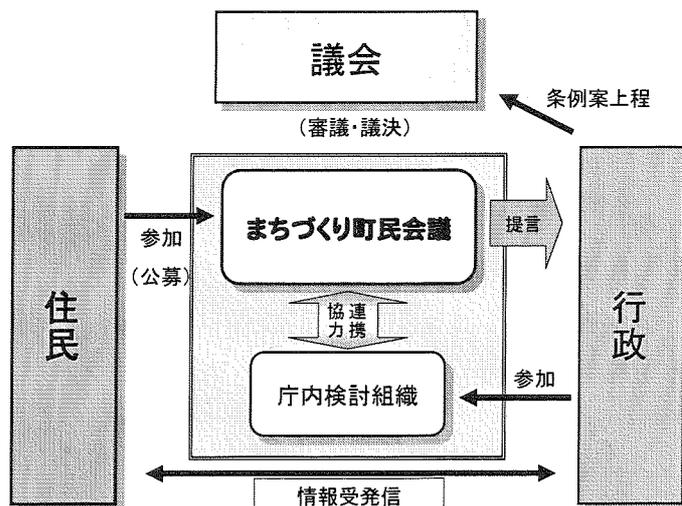
- H19. 9 議会議長より提言
 - 自治基本条例の制定、住民参加手法の拡充、行政情報の積極的公開など
- H19. 11 庁内ワーキンググループの設置
 - 会津美里町にとっていま何が必要なのか？
白紙からの議論
- H20. 4 まちの方針決定
 - 行政運営を住民起点のものにしていくため、行政活動への具体的な住民参加手続を規定する条例を制定する

住民参加推進条例とは？

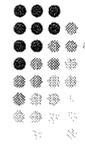
- まちが行う様々な仕事(施策や事業など)を決定するとき、
- 町民の皆さんが意見を述べたり、提案したりしてまちづくりに参加できるよう、
- その具体的な参加の方法や手続を、
- 条例として約束するもの

※福島県内では初めての取組み

推進体制

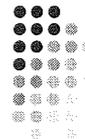


まちづくり町民会議



- 設置の目的
 - 条例は、町民の意向を町政に反映させ、よりよいまちづくりを行っていく仕組みとして制定するものであるため、条例の意義を町民に理解してもらうことが重要
 - 条例は、役場が一方向的に作るのではなく、町民とともに作っていく
- 目標
 - 「住民参加推進条例」を制定するため、まちづくりに関する意見をまとめて、町長に提出すること
- 組織
 - 町内に在住、又は通勤する18歳以上の公募に応じたすべての住民(常時募集)
- 会議
 - 座長、副座長を置く(委員の互選)
 - 会議は原則として公開(会議録も町ホームページに掲載)

会議運営の手法・ルール



- 基本的にワークショップ形式による運営
 - あるテーマを設けて、数名のグループで検討(KJ法)
 - ①各委員の意見を付箋紙に記載
 - ②各委員が意見を述べながら模造紙に貼り付ける
 - ③グループで類似する意見をまとめる
 - ④検討結果を発表
- ルール
 - 他人の意見を批判しない
 - とにかく思いつくことを出す(数が多いほどいい)
 - 付箋紙1枚に1項目だけ書く

ワークショップのテーマ(案)

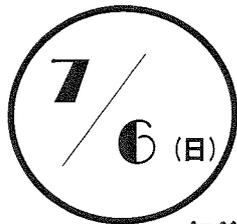
- まちづくりの現状把握
 - テーマ①「役場(職員)に対して思うこと」
 - テーマ②「まちの現状に対して思うこと」
- 現状をふまえて・・・
 - テーマ③「なにが問題か？」
 - テーマ④「どんなまちにしたいか？」
- そのためには・・・
 - テーマ⑤「行政(役場)の役割」
 - テーマ⑥「住民がどう参加できるか」

想定スケジュール

	庁内検討組織	住民検討組織	住民との関わり	議会との関わり
H20.6~H20.7	組織立ち上げ	組織立ち上げ		
	アドバイザーによる講演会(町民参加)			
H20.7~9	勉強会	学習会 課題だし・方策検討(WS)	検討経過の周知(HP等) <随時>	
H20.9~H21.1	・検討事項たたき台作成 ・庁内調整	・たたき台検討 ・条例に盛り込む事項整理		状況報告(12月議会)
H21.2	アドバイザーとの意見交換(条例素案について)			
H21.2~3	条例素案作成	条例素案の検討		状況報告(3月議会)
H21.5			・地区意見交換会 ・フォーラム 等	
H21.6	条例素案の修正等	最終提言作成		
H21.6		最終提言町長提出		状況報告(6月議会)
H21.6~7	条例案作成		条例素案に係るパブリックコメント	
H21.9	9月議会上程・議決			
H21.9~H22.3	～条例施行に向けた各種環境整備～			
H22.4.1	条例施行			

学習会

町民参加と協働のまちづくりを考える



午後2時～

会場 ふれあいセンター 郷の風
(役場本郷庁舎2F)

講演会開催

講師：福島大学行政政策学類 今井照教授

主な内容

- 夕張市の財政破綻から何を学ぶか
- 町民参加(協働)をどう考えるか
- これからの会津美里町をどうつくっていくか

会議日程

- 第1回 平成20年7月3日(木)
 - 会議運営のルール確認 ほか
- 第2回 平成20年7月6日(日)
 - 学習会「いま、なぜ町民参加・協働か？」
- 第3回 平成20年7月30日(水)
 - ワークショップ①
- 第4回 平成20年8月6日(水)
 - ワークショップ②③

会津美里町まちづくり町民会議設置要綱

(設置)

第1条 情報共有と住民参加のまちづくりを推進するため、会津美里町まちづくり町民会議（以下「町民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 町民会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 情報共有と住民参加のまちづくり推進条例（仮称）（以下「住民参加推進条例」という。）に関すること。

(2) その他必要な事項に関すること。

2 町民会議は、前項の協議の結果を町長に提言するものとする。

(組織等)

第3条 町民会議は、町内に在住し、又は通勤する満18歳以上の者を対象として町長が行う公募に応じたすべての者で組織する。

2 町民会議の円滑な推進を図るため、運営会議を設置する。

3 運営会議は、町民会議の委員若干名で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、住民参加推進条例の施行日までとする。

(会議)

第5条 町民会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 町民会議は、座長が招集し主宰する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは副座長がその職務を行う。

4 町民会議は、原則として公開で行うものとする。

(委員以外の者の意見陳述等)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、町民会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、無報酬とする。

(庶務)

第8条 町民会議の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は、座長が町民会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

会津美里

施策や事業、必ず町民の意見聞きます

「住民参加条例」制定へ

会津美里町は一日、町行政改革大綱を改訂し、町が施策や事業などを行う際に必ず町民の意見を聞くことを明示した「情報共有と住民参加のまちづくり推進条例」(仮称)を制定する方針を盛り込んだ。二〇一〇(平成二十二)年四月施行を目指す。

住民参加の理念をうたった条例は浪江町などにあるが、具体的な参加手法や手続きが条例に明示されれば、県内で初めてになる。町は条例の中で、ホームページや出前講座などで情報を積極的に町民に公開し、町民公募により意見を行政運営に反映させていく

よう検討する。「町の憲法」といえる自治基本条例の前身として位置付けたい意向。制定作業は、町側が原案をつくるのではなく、町民との話し合いで内容を練り上げていく。今月中にも町職員による行政検討組織を設置、六月には公募による

住民検討組織を発足させる。

○九年六月ごろまでに素案をつくり、町民からの意見を聞くパブリックコメントを経て同年九月議会に提案する。

同町は、昨年九月、町議会が住民参加手法の検討や行政情報の積極的公開などを提言したのを機に条例化を検討してきた。

自治基本条例づくり最前線



執行部監視の装置に

ニセコ町(北海道)

二〇〇一年、全国の自治体で初めて自治基本条例を施行した北海道ニセコ町。条例制定を目指す全国の自治体を「ニセコ詣」の列をなす。

「積み重ねてきた町民参加や情報共有の実績を条例で明文化し、将来に向けて担保しただけ。いわば『見えない条例』』というのが町の公式見解。制定後の変化は、誰も想定していなかった。

二〇〇六年、全国の自治体で初めて自治基本条例を施行した北海道ニセコ町。条例制定を目指す全国の自治体を「ニセコ詣」の列をなす。教授は「ニセコは今も、より良い方向に自動回転している」と語る。

「まちの憲法」とも言われる「自治基本条例」を制定する動きが、東北でも広がっている。「自主・自立」の自治体運営を目指す市町村にとって、条例は住民と行政が互いの力を引き出しながら、政策形成を実現していく重要なツール。北海道ニセコ町による全国初の施行から七年、東北では既に二十四市町村が制定、三十一市町村が制定に向けて動きだしている。先進地・ニセコ町の今とともに、東北の条例づくりの最前線を追ひ、その意義を探る。

(報道部・菊池亨子)

「まちの憲法」制定広がる

議論200回過程に意義

柴田町(宮城)

宮城県柴田町の自治基本条例づくり。三歩進んで二歩下がるような議論が延々と続く。住民の多くは「産みの苦しみが条例に本物の輝きを与える」と信じている。

町は二〇〇六年十月、公口からつくり上げる。意見

「四年に一度の見直し」という条例の規定に基づき、二度目の改正に向けた協議が四月から始まった。

住民参加の環境先決

会津美里町(福島)

議会からの働き掛けも受け、福島県会津美里町は二〇〇七年夏から自治基本条例制定の可能性を探ってきた。

「自分たちの町はそこまですべて成熟しているだろうか。条例があっても、使いこなさなければ意味がない」WGは四月、渡部英敏町長に「条例をつくる前に、

七月に町職員と住民グループがそれぞれ検討組織を設立。月一、二回の協議を続け、年度内に条例の試案をまとめる予定だ。来年の九月議会に提出し、一〇年の施行を見込んでいる。

見がかみ合わず、激論になることもしばしばだが、町はこのプロセスこそが、住民自治を目指す条例の本質」と肯定的に評価する。

「宮城県内初」を目指した条例制定は、後から協議を始めた亘理町に先を越された。

「結果的に遅れたが、何より徹底的に議論することが大切。住民の意識を高く、行政や議会の体質も変える実効性のある条例にしたい」と滝口町長。過程に大きな意義を見いだす。

「理想の町」と「わが町の実力」。その落差を冷静に測りながら、会津美里町は住民とともに自立に向けた最初の一步を踏み出した。

◇東北の市町村の「自治基本条例」制定状況

【制定済み】(24市町村)
▷青森県=八戸市、おいらせ町、五戸町、階上町、三戸町、佐井村▷岩手県=宮古市、花巻市、紫波町▷宮城県=亘理町▷山形県=長井市、金山町、川西町、白鷹町、舟形町、遊佐町▷福島県=南相馬市、三春町、矢祭町、西会津町、会津坂下町、三島町、浪江町、大玉村

【制定に向けて作業中】(5市町)
▷岩手県=奥州市、洋野町▷宮城県=柴田町▷秋田県=にかほ市▷山形県=米沢市

【制定を検討中】(26市町村)
▷青森県=田子町▷岩手県=盛岡市、北上市、雫石町、岩手町、金ケ崎町、藤沢町、田野畑村▷宮城県=東松島市、登米市、岩沼市、多賀城市、角田市、富谷町、七ヶ宿町▷秋田県=湯沢市▷山形県=寒河江市、三川町▷福島県=郡山市、喜多方市、会津美里町、国見町、只見町、富岡町、鮫川村、昭和村

※注 自治基本条例には「まちづくり」「住民参加」など類似の条例も含む